

公 告

特航契第 24008 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年2月5日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

記

- 競争入札に付する事項
 - 契約件名 航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)
 - 契約内容 仕様書のとおり
 - 履行期限 令和11年3月31日
 - 履行場所 海上保安試験研究センターほか官の指定する場所
 - 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。
- 競争に参加する者に必要な資格
 - 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
 - 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
 - 令和4・5・6年度年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
 - 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
「物品の販売」又は「役務の提供等」の A, B, C又はD等級
- 証明書等の提出期限、提出方法(証明書等提出期限) 令和6年2月20日17時00分
(提出方法)
 - 電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
 - 確認書(電子調達用)
 - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
 - 紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口へ直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものの郵送に限る)
 - 紙入札方式参加願(紙入札用)
 - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
 - 証明書等の提出方法に関する共通事項
以下の書類を下記12の窓口へ提出すること。
 - 技術審査に必要な資料
- 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係長
03-3591-6361 (内線 2840)
- 入札説明書の交付期間、交付方法(入札説明書等の交付期間)
令和6年2月5日から令和6年2月20日まで
(交付方法)
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/nyusatsu/r5ippan.html>
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。
- 入札書等の提出期限 令和6年3月15日17時00分
- 開札の日時場所 令和6年3月18日11時40分 海上保安庁入札室
- 入札保証金および契約保証金 免除
- 入札の無効 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 落札者の決定方法
 - 海上保安庁入札・見積者心得書による。
 - 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 契約書作成の要否 要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)
本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- 仕様に関する問い合わせ先 海上保安庁装備技術部航空機課
03-3591-6361 (山田 内線4509)
本調達案件は令和6年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 特航契第 24008 号

契約件名： 航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 別紙－2 技術審査関係資料（様式1から様式2）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告(令和6年2月5日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

2 調達内容

(1) 契約件名

航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和11年3月31日

(4) 履行場所

海上保安試験研究センターほか官の指定する場所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課 山田

03-3591-6361 (内線4509)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査書類を提出し、同審査に合格した者であること。
技術審査の内容にあつては、本説明書末尾に添付する「別紙2 海上保安庁の航空機用発動機整備にかかる技術審査説明書」を参照のこと。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）

なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）

また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者へ手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和6年2月20日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年2月26日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

- ※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。
- ※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係長 竹内 清隆
TEL03-3591-6361 内線 2840
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和6年2月5日 から 令和6年2月20日 まで
- (4) 入札書の提出期限
令和6年3月15日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
- イ 入札書等の記載事項
- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)
- ウ 入札書等の提出
- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。
- ② 紙による入札の場合
- ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
- イ 入札書等の記載事項
- a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和6年3月18日 11時40分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ること、要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札とするか否かを決定するものとする。

- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
 - ②広域・地域的停電
 - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は履行完了後、四半期払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。
- (11) 本調達案件は令和6年度の予算成立を条件とする。

入札書

一金

ただし 航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

別紙 2

海上保安庁の航空機用発動機等整備にかかる技術審査説明書

1 海上保安庁の航空機用発動機及び航空機用装備品（以下「発動機等」という。）を整備しようとする者は、海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査（以下「技術審査」という。）を受けなければならない。

2 技術審査を受けようとする者は、自己の負担において、様式 1 の技術審査申請書に次の資料（各写しの書類を除き、日本語により作成すること。）を添付して遅滞なく海上保安庁装備技術部航空機課長経由支出負担行為担当官に申請すること。

なお、提出した資料の内容について質問をすることがある。

(1) 問合せ・提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課航空機整備管理室 航空機品質管理官

電話 03-3591-6361(内線 4620 又は 4621)

(2) 技術審査資料

① 事業場の認定

イ 発動機等を国内において整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空法第 20 条第 1 項第 7 号に規定する装備品の修理又は改造の能力について国土交通大臣の認定を受けていること。

ロ 発動機等を国外において整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、修理又は改造の能力を有することについて国際民間航空条約の締約国における航空当局の認定を受けていること。また、航空法第 16 条第 2 項に定める耐空性を証明する書類を添付できること。

② 国内事業の許可等

イ 発動機等を整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空機製造事業法第 2 条の 2 に規定する事業の許可、又は同法第 2 条の 8 に規定する事業の区分の変更について、経済産業大臣の許可を受けていること。

ロ 発動機等を整備しようとする者は、整備しようとする発動機等に関し、航空機製造事業法第 14 条に規定する修理の方法について、経済産業大臣の認可を受けていること。

③ 整備をしようとする発動機等に関し、当該製造業者との技術提携契約書の写し、またはその製造業者から総分解検査相当の整備ができる事業場として認定された書類の写しまたはこれらと同等と認められるもの。

④ 品質管理体制

事業場の品質管理体制に関し、会社組織図、品質管理組織図、事業場管理規定、航空機用発動機等の管理規定、書類管理規定、検査規定またはこれらと同等と認められるもの。

⑤ 技術支援体制に関し、様式2の技術支援体制表。

3 技術審査結果の通知

技術審査の結果については、資格審査結果通知として支出負担行為担当官から通知する。

4 その他

技術審査を受けて合格している者は、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の有効期間内に限り技術審査の申請を省略することができる。

ただし、技術審査資料の内容に変更がある場合は、技術審査申請書に必要書類を添付し申請すること。

様式 1

令和 年 月 日

(装備技術部航空機課長経由)
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

所在地 _____
会社名 _____ 社印
代表者名 _____ 印

技術審査申請書

海上保安庁の航空機用発動機等整備に関する技術審査を受けたいので、下記のとおり必要書類を添付し申請します。

記

件名 ○○○○

仕様書番号第○-○○○○○号

1 添付書類

•	•
•	•
•	•
•	•
•	•

2 次の書類について、技術審査合格時に提出した資料に変更が無いので省略いたします。

•	•
•	•
•	•
•	•
•	•

(最近の技術審査合格年月日 令和 年 月 日)

3 連絡担当者名及び電話番号

様式2

技術支援体制表

令和 年 月 日

1 連絡先

職名	事業所所在地	電話番号等			備考
担当者		昼間	夜間及び休日	FAX 又はメールアドレス	
(営業担当)					
(技術担当)					
(部品担当)					

2 連絡系統

3 組織図

紙入札方式参加願

1. 発注件名 航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:航空機用発動機整備等業務(PWC式PW308C型)」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

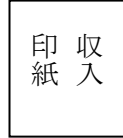
令和6年度

特航契第24008号

請負契約書

請 負 契 約 書

- 1 契 約 件 名 航空機用発動機整備等業務(PWC 式 PW308C 型)
- 2 予 定 総 額 金 円
(内訳別紙のとおり)
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
- 3 契 約 単 価 別紙のとおり
- 4 予 定 数 量 別紙のとおり
- 5 履 行 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日
- 6 履 行 場 所 海上保安試験研究センターほか官の指定する場所
- 7 契 約 保 証 金 免 除



上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 は、
受注者 ●● と、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、履行期間内において頭書の作業を行い、発注者の指定する期日までに航空機用部品を供給して、発注者はこれに対し、受注者に予定総額を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者の解釈若しくは指示に従い、予定総額の範囲内をもって頭書の供給業務を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、請負内訳明細書を提出するものとする。

(数量の増減)

第3条 予定数量は、この契約期間内において、発注者が供給を受ける予定を示したものであるから、實際上増減を生ずることがあっても、受注者は異議申立てをしないものとする。

(約定単価)

第4条 経済情勢の激変等により、約定単価が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議のうえこれを変更することができるものとする。

(監督職員)

第5条 発注者は監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出または提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は監督職員から立ち合いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(履行期間の変更等)

第11条 発注者は、その都合により履行期間又は納入場所を変更し、一時中止若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、契約単価を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(履行完了の通知及び検査)

第12条 受注者は、四毎半期毎の履行を完了したときは、業務完了報告書等、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 第1項の通知を受けた発注者又は検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)は、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により、その日から10日以内(以下「検査期間」という。)に履行の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(請負代金の請求)

第13条 受注者は、前条に定める作業完了の検査に合格後、請負代金を請求することができる。

(請負代金の支払)

第14条 発注者は、第13条の規定により検査終了後、受注者が提出する四半期毎の適法な支払請求書を受理してから30日以内(以下「約定期間」という。)に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

- 2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前2項、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

第16条 受注者は、履行期限までに終了できないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に履行期限延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、予定総額の年3パーセントとする。ただし、予定総額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 履行完了する以前に生じた亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第19条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 受注者が第6条、第7条、第8条の規定に違反したとき。
- (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、解除部分に対する予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ、解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第21条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定総額（この契約締結後、予定総額の変更があった場合には、変更後の予定総額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないと

きは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、作業実施にあたって知り得た業務上の秘密を部外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上 契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和6年4月1日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
			支出負担行為担当官
	氏	名	海上保安庁総務部長 高杉 典弘

受注者	住	所	●●
	氏	名	●●

航空機用発動機整備等業務
(PWC 式 PW308C 型)
仕様書

令和6年1月

海上保安庁

仕様書目次

1	総則	
1-1	概要	1
1-2	契約件名	1
1-3	履行期間	1
1-4	準拠法規等	1
1-5	本庁担当者	1
1-6	部品、材料及び検査器具等の負担	1
1-7	疑義の処理	1
1-8	用語及び定義	2
1-9	業務概要	3
1-10	支払い	4
2	発動機整備等業務の内容	
2-1	対象品、対象機及び予定年間飛行時間	5
2-2	輸送等	5
2-3	発動機整備等業務の実施	5
2-4	実施体制及び業務管理	6
2-5	報告	6
2-6	必要な手続き等	6
2-7	T A T基準	6
2-8	L T基準	7
3	会議	
3-1	定例会議	8
3-2	臨時会議	8
4	提出書類等	
4-1	業務管理計画書	8
4-2	業務実施状況報告書	8
4-3	検査成績書	8
4-4	整備手順書一覧	9
4-5	その他	9

1 総則

1-1 概要

本仕様は、海上保安庁所有の航空機（ダッソー・アビエーション式ファルコン 2000EX 型）（以下「ファルコン 2000」という。）の稼働体制の維持を目的として実施する発動機（Pratt & Whitney Canada 式 PW308C 型）の整備等業務に適用する。

1-2 契約件名

航空機用発動機整備等業務（PWC 式 PW308C 型）

1-3 履行期間

西暦 2024 年 4 月 1 日から西暦 2029 年 3 月 31 日まで。

1-4 準拠法規等

本業務に際しては、関係法令を遵守し、航空関係法規等（耐空性改善通報を含む）、設計国又は製造国の航空当局が発行する耐空性改善命令（AD 等）及び設計製造者等が指定する最新の整備手順書等に基づいて実施すること。

また国外での作業については、請負業者が国内・国外諸法規との関連事項について適切に処理し、国内・国外諸法規が重複するものについては国内法令を優先すること。

なお、関係法令について記述のないものは、海上保安庁装備技術部航空機課（以下「当庁」という。）と十分協議の上、その指示に従うものとする。

1-5 本庁担当者

当庁は、本仕様書に係る業務を実施するための担当官（以下「本庁担当者」という。）を海上保安庁装備技術部航空機課職員から指名する。

1-6 部品、材料及び検査器具等の負担

本業務に必要とする部品、材料、検査器具、治工具及び間接資材は、請負業者の負担とする。

1-7 疑義の処理

請負業者は、仕様内容や解釈等に疑義が生じた場合又は次の事項については、本庁担当者と協議し、その指示に従うこと。

なお、疑義に関する確認及び回答は、書面にて行うものとする。

- (1) 故意又は重大な過失による部品の損傷、亡失
- (2) 不適切な対象品の取卸し（誤った不具合探求、不具合の非再現）

- (3) 整備不良による異常損傷、誤使用、機体不具合に起因した発動機の不具合、不適切な管理、又は最大限界値を超えて使用した場合
- (4) 異物による損傷
- (5) 被雷
- (6) 取卸し品が不完全な状態で返送された場合
- (7) 取卸し品に添付する関連書類に不備がある場合
- (8) 正式な承認文書なしに実施された改修及び作業
- (9) 通常適用されない改修が実施された場合
- (10) 欠品が原因で修理不可と判断された場合
- (11) 製造中止部品（代替品等を供給する）
- (12) 輸出規制品
- (13) その他部品の不具合、交換等に関し疑義がある場合

1-8 用語及び定義

本仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

- (1) 発動機等
ファルコン 2000 の発動機（Pratt & Whitney Canada 式 PW308C 型）及び同発動機に装備されている補機をいう。
- (2) 納入場所
発動機等の引渡し及び納入場所をいう。（別添 1）（別途、審査合格者に提示する。）
- (3) 整備等
オーバーホール、ホットセクションインスペクション等の点検、修理、改良、部品の交換等、発動機等を準拠法規等に従うことにより、耐空性を維持するための処置をいう。
- (4) TAT
発動機等の整備等に要する期間（ターンアラウンドタイム）をいう。
- (5) LT
発動機等について、当庁の要求から受領までに要する期間（リードタイム）をいう。
- (6) AOG
発動機等の不具合により機体が飛行できない状態にあり、早急に飛行可能にしなければならない場合（エアクラフトオングラウンド）をいう。
- (7) テクニカルフィルタリング
本庁担当者からの部品要求に基づき、請負業者が対象品の該当性、部品番号の妥当性、国内外在庫の有無、修理可能である場合は取卸し品の修理可否、部品返送の必要性、納入予定、不具合探求に関する技術的検討及び助言等、稼動確保に寄与す

るため、最適な整備業務及び部品供給等を目的とした運送面及び技術面に関する総合的な調整を行うことをいう。

(8) 整備手順書等

機体及び発動機製造者、並びに装備品製造者等が発行するメンテナンスマニュアル、パーツリスト等全ての技術関連文書であり、これら整備作業及び不具合処置等の根拠となる文書をいう。

1-9 業務概要

(1) 発動機整備等業務

ア 取卸した発動機の整備

取卸した発動機等(別添2)に対し本仕様書2-7による整備等を行い、整備等が完了した対象品について本仕様書2-2による輸送を行う。なお取卸した発動機の状態(使用時間、不具合内容、整備区分、要求する技術通報等)は様々であるが、いかなる発動機の状態においても本庁担当官から要求された整備を実施すること。

発動機整備後は直ちに「有効な ARC(交換部品含)」、「整備ログ(和/英)」、「Accessories Report」、「LLP Report」、「AD/SB Report」、「Test report」、「製造者の定める SCHEDULED MAINTENANCE CHECKS Periodic Inspections と疎明可能な TASK LIST」、「Serialized parts List(IN/OUT)」、「Blade History Report」等を電子メールで本庁担当官へ送付すること。

イ 計画的に交換する対象品(発動機本体を除く)の供給

計画的に交換する対象品の残時間等が機体又は発動機製造者が定める交換期限まで10%又は100時間又は100サイクル又は6ヶ月以下となった場合、本仕様書2-8により航空基地等(別添1:別途、審査合格者に提示する。)に対象品を納入し取卸した対象品を適正に回収すること。消耗部品の供給にあつては供給先で適正に廃棄するものとする。

ウ 不具合発生に伴う対象品(発動機本体を除く)の供給

本庁担当者から対象品にかかる不具合の連絡があつた場合、テクニカルフィルタリングを実施した上で、本仕様書2-8により航空基地等(別添1:別途、審査合格者に提示する。)に対象品を納入し取卸した対象品を適正に回収すること。消耗部品の供給にあつては供給先で適正に廃棄するものとする。

エ 計画又は不具合以外の場合

次の事項に該当する場合は、本庁担当者と協議し、対象品を供給する。

(ア) 関係法令及び海上保安庁の規則に基づき対象品に整備等が必要となる場合

(イ) 耐空性改善通報、機体又は発動機製造会社が発行する技術通報、その他耐空性を確保するために対象品の交換が必要となる場合

(ウ) 本庁担当者から対象品の要求を受け、テクニカルフィルタリングを実施した上で必要と判断した場合

(2) 整備管理プログラム作成

- ア 部品、材料及び検査器具等
- イ テクニカルフィルタリング
- ウ 実施体制及び業務管理
- エ 必要な手続き等

(3) 整備管理プログラム維持

- ア テクニカルフィルタリング
- イ 実施体制及び業務管理
- ウ 報告
- エ 必要な手続き等
- オ 会議
- カ 提出書類等

(4) ECTM(ENGINE CONDITION TREND MONITORING)

(5) その他

航空基地等は整備手順書等に基づき、適切に部品の交換作業等を行い、ログカード等関連書類を更新する。

請負業者は契約期間満了までに、本庁担当者と当庁保有発動機等（機体装備中を除く。）の返却を協議するものとし、契約終了後、使用可能な状態で別添1（別途、審査合格者に提示する。）のいずれかの指定する納入場所において引き渡すこと。

1-10 支払い

(1) 当庁は各機月毎の実績飛行時間を、航空日誌に基づき請負業者へ通知する。

(2) 請負業者は当庁からの実績飛行時間を確認し、四半期ごとに、月毎の飛行時間実績及び整備プログラム維持に基づく額を合算して請求するものとする。その場合、実績飛行時間は各機の合計時間とし、1時間未満の時間は切り捨てるものとする。

(3) 上記1-9(2)に係る経費は、初回請求時に支払うものとし、請求にあつては、整備管理プログラム作成結果に関する資料を添付すること。

(4) 輸送費用及び労務費の増加、為替変動、製造者マニュアル等による整備内容の変更、腐食等による交換部品の増加等、いかなる理由があつても費用の増額は認められない。

2 発動機整備等業務の内容

請負業者は、当庁の保有する発動機等について、TAT 基準又は LT 基準を考慮し、輸送及び整備、報告並びに必要な手続きを行うこと。

なお、整備に当たっては、発動機製造者が定める整備手順書（メンテナンスマニュアル）による「Fixed Time Between Overhaul」方式を採用すること。

2-1 対象品、対象機及び予定年間飛行時間

(1) 対象品は別紙1のとおりとする。

なお、発動機等の改良等により当該品の番号が変更となった場合、又は同様の機能を有する代替部品が装備された場合についても対象とする。

また、対象品の交換及び整備手順書等で要求されている点検等に消耗部品が必要な場合は、整備手順書等で指定されている消耗部品を供給すること。

(2) 対象機及び予定年間飛行時間は別添3（別途、審査合格者に提示する。）のとおりとする。

なお、運用計画の変更等により年間飛行時間に減が生じても異議を申し立てることができないものとする。

2-2 輸送等

請負業者は次のとおり輸送等を行うこと。

- (1) 対象品の引取り及び整備のため必要な国内外輸送、並びに納入に係る輸送を行うこと。
- (2) 整備業者において整備中の機体に対象品を供給する場合は、本庁担当者及び当該請負業者と連携の上、直接納入するものとし、整備の工期に影響が出ないようにすること。
- (3) 整備が完了した発動機については、本庁担当者を確認の上、納入場所である別添1（別途、審査合格者に提示する。）まで輸送、納入すること。
- (4) 対象品の納入に当たり、別途当庁が指名する職員により確認を受けること。
- (5) 梱包の際は、輸送中における対象品の損傷防止措置及び油脂等の漏洩防止措置を施すものとする。
- (6) 取卸し品が修理可能である場合、請負業者は本庁担当者を通じ航空基地等に対して当該部品の返送を依頼し、航空基地等は速やかに当該部品の梱包を行う。
- (7) 航空基地等は対象品を受領する際に梱包状態、当該部品及び添付書類等の確認を行う。
- (8) 対象品にかかる保管・管理責任は、航空基地等に引き渡された時点から当庁が負うものとし、返送品として請負業者及び請負業者手配の運送業者への引渡しをもって請負業者が負うものとする。

2-3 発動機整備等業務の実施

本庁担当者又は航空基地等は「不具合／発動機等交換予定報告書」(別紙2)により、請負業者に業務を要請し、請負業者はその結果を本庁担当者に連絡すること。

2-4 実施体制及び業務管理

請負業者は次のとおり体制等を整えること。

- (1) 本仕様書に係るすべての業務を管理、調整及び指揮するための体制を国内に設け、その組織構成、責任の範囲、指揮及び連絡系統を業務管理計画書で明らかにし、実施要領により業務内容を詳細にすること。
- (2) 業務管理計画書に基づく一貫した業務遂行のため、責任者を指名すること。
- (3) 業務管理計画書は、契約後、速やかに本庁担当者の承認を受けること。また、同計画書の内容を変更した場合も同様とする。
- (4) 対象品の需要を予測し、国内外の在庫を把握すること。
- (5) 対象品の部品番号等及び改修の把握(機体に装備中の発動機等を含む。)をすること。
- (6) 機体に装備している、発動機の状態等を把握するためのデーター通信システムに係る必要となる通信費等を負担すること。
- (7) 整備中の工程を把握し管理すること。
- (8) ECTM(ENGINE CONDITION TREND MONITORING)を実施すること。

2-5 報告

本業務により、不具合箇所及び不具合部品が判明した場合は、不具合報告書(当該不具合箇所等の状況を詳細に示す資料を含む。)を提出し、速やかに報告すること。

2-6 必要な手続き等

- (1) 年間を通じ、電話又は電子メールにより、日本語で終日迅速な対応が可能な連絡体制を国内に確保するものとする。
- (2) 対象品を納入場所へ納入する場合、有効な耐空性を証明する書類(1-9(1)ア参照)を添付し、航空法等に準拠した整備記録を記載することにより品質保証を行うこと。

2-7 TAT 基準

請負業者は本仕様書2-2により対象品(発動機本体)を引取り、次表の区分により定められた期間で整備等を実施するものとし、必要な時間制限部品(構成品を含む)、消耗品及び腐食等により継続使用が出来ないと判断された部品を交換すること。

区分	TAT (輸送等期間を除く)
オーバーホールの場合	120 日以内
ホットセクションインスペクションの場合	75 日以内
修理の場合(腐食を伴わない)	60 日以内
修理の場合(腐食を伴う)	120 日以内

注 1. 日数計算は対象品の整備工場搬入日を 0 日として、その翌日から起算するものとする。当庁発動機は極度の腐食環境下での運用により、「Stage 1 から 5 における Turbine Blade」、「Impeller-Exducer」、「Low Pressure Compressor Shaft」、「High Pressure Compressor 1st Stage Rotor」、「High Pressure Turbine 1st Stage Disc」、「Intermediate Case」等、多数の Critical Parts 及びその関連部品が分解検査の結果、腐食により交換が必要となっている。上記状況を 2-4(4)に基づく需要予測に反映させること。また不具合状況を Tear down report 等に反映させること。

注 2. SB26396 「HIGH PRESSURE COMPRESSOR(HPC) VANE RING ASSEMBLY - REPLACEMENT OF」等、当庁腐食対策に基づいた技術通報を実施すること。実施する発動機は 2 台/年とし対象機等は初回定例会で提示する。

2-8 LT 基準

請負業者は本庁担当者が要求した日から対象品(発動機本体を除く)を納入するまでを、次表の区分により定められた期間で実施するものとする。

区分	LT(国内在庫がある場合)	LT(国内在庫がない場合)
AOG の場合	3 日以内	7 日以内
AOG 以外の不具合	10 日以内	15 日以内
整備等に必要な場合	交換予定日の 5 日前まで	

注 1. 日数計算は対象品の要求日を 0 日として、その翌日から起算する。

注 2. LT を超えることが判明した場合は速やかに理由を付した書類により本庁担当者へ報告を行うこと。

注 3. AOG の判断は本庁担当者と請負業者との協議によるものとする。

注 4. AOG 以外の不具合の場合、次の整備時に当該不具合部品の交換を予定している場合、当庁予備品を使用し復旧した場合は、「整備等に必要な場合」の基準を準用する。

注 5. AOG 以外の不具合例

- (1) オイルリーク等、即時の交換は必要ないが、近日中に交換が必要になると判断される不具合
- (2) 整備中に発見された不具合であって、作業工程上、納期等に余裕がある場合

3 会議

3-1 定例会議

- (1) 実施時期は、四半期に1回とする。
- (2) 実施場所は、請負業者と本庁担当者との調整により決定する。
- (3) 請負業者は「業務実施状況報告書」(様式は請負業者所定)を提出し、四半期毎の実績及び実施中の業務について報告を行い、請負業者と本庁担当者との調整により別添2について更新する。
- (4) その他、本庁担当者の指示による資料等を提出する。

3-2 臨時会議

請負業者又は本庁担当者は、必要があると認めた場合、臨時に会議を開催することができる。

4 提出書類等

4-1 業務管理計画書

契約後、速やかに本仕様書2-4(1)により、実施体制及び業務管理を明らかにした業務管理計画書、並びに業務内容を詳細にした実施要領を提出すること。

4-2 業務実施状況報告書

本仕様書3-1(3)により、本業務の状況及び進捗を把握し、今後の計画や改善の有無等の認識を共有するため、業務実施状況報告書を定例会議開催時に提出すること。

4-3 検査成績書

本整備完了後、次の書類(本紙)を納入する対象品に添付し、写し1部を本庁担当者に提出すること。

- (1) 機能等検査成績書及び作業内容の記録
- (2) 本仕様書2-6(2)に定める品質を保證する書類
- (3) 工場出荷時の状況を確認できる書類(Engine Shipping Report)

4-4 整備手順書一覧

本契約後、速やかに本仕様書 1-8 (8) による整備手順書リストを提出し、本庁担当者の承認を受けること。

4-5 その他

本庁担当者及び検査職員から上記以外の必要な書類が要求された場合、請負業者は速やかに提出すること。

対象品

別紙1

系統番号	部品名	代表部品番号	使用時間等	備考
71	[POWER PLANT]			
71-00-05	ENGINE	30C3205-03	3500FH / 7000FH	MODEL PW308C BS1289
73	[FUEL]			
73-10-02	FUEL/OIL HEAT EXCHANGER	30C3539-03 92020-000		
73-20-01	FUEL CONTROL HYDROMECHANICAL / FUELPUMP	30C3470-06 (1001504-6)	14000FH / 7000FH	POST-SB26313
73-20-02	EEC	30C3438-18 (1001147-6-011)		
73-20-03	WIRING HARNESSSES (OUTER)	30C6135-01		BS1289
73-20-03	WIRING HARNESSSES (FRONT CORE)	30C6293-01		BS1289
73-20-04	N2 SPEED SENSOR (PMA)	30C3467-02 (92511-2)		STATOR AC GENERATOR
73-20-04	N2 SPEED SENSOR (PMA)	30C3468-01 (92512-1)		ROTOR AC GENERATOR
73-30-02	FUEL FILTER IMPENDING BYPASS SWITCH	30C3475-03		POST-SB26187
73-30-01	FUEL FLOW TRANSMITTER (FLOWMETER)	9-127-103(118) (30C1981-06)		POST-SB26252
73-10-04	FUEL NOZZLES	30C6301-01 30C6300-01 30C6458-01		BS1289 PRE-SB26337 POST-SB26337
73-10-05	EMERGENCY FUEL SHUTOFF VALVE	30C6292-01 (181864)		
28-21-13	ENGINE FUEL SHUTOFF VALVE	B97-31-652		
74	[IGNITION]			
74-10-01	IGNITION EXCITER	30C1132-05 (CH92051-4)		POST-SB26275
74-10-01	IGNITER PLUGS	30C6467-01 (CH31975-2)	1600FH	ALTERNATE REPLACEMENT OF SPARK IGNITER TO PREVENT 2 IGNITERS WITH SAME WEAR AGE / WEAR TO BE INSERVICE SIMUTANEOUSLY
74-10-01	IGNITION CABLES	30C5866-02 (CH53590)		BS1289

系統番号	部品名	代表部品番号	使用時間等	備考
75	[AIR]			
75-30-01	COMPRESSOR BOV	30C5027-03 (A-1005-01)		POST-SB26286
75-30-02	VALVE SOLENOID BLEED AIR CONTROL	30C5013-04 (EB102732E)		POST-SB26305
75-30-04	LINEAR STATOR VANE ACTUATOR	30C5186-02 (8100-0016)		POST-SB26250
77	[INDICATION]			
77-10-01	N1 SPEED SENSOR	30C5304-05		POST-SB26327
77-20-01	T4.8 THERMOCOUPLE & WIRING HARNESS	30C6307-01		BS1289
77-20-01	T4.8 WIRING HARNESS	30C1700-04		POST-SB26220
77-20-02	P1/T1 SENSORS	30C4824-01 30C6935		POST-PW300 SPB NO.163 POST-SB26367
26-10-10	CORE FIRE DETECTOR	8890-10- 1200/810-7		
26-10-10	FAN FIRE DETECTOR	8890-09- 1000/450-18		
77-40-01	ENGINE DIAGNOSTIC UNIT	30C3390-07 (822484-2-008)		
73-20-05	P3 TRANSDUCER	30C1135-02		
79	[OIL]			
79-20-02	OIL PUMP	30C6497-01	7000FH	POST-SB26345
79-20-02	COLD START VALVE	30C4675-01		POST-SB26056
79-30-01	CHIP DETECTOR	30C4931-01	1600FH	POST-SB26163
79-30-02	OIL DIFFERENTIAL PRESSURE TRANSDUCER	30C2083-01		
79-30-03	LOW OIL PRESSURE SWITCH	30C1474-01		
79-30-04	MOT SENSOR	30C1852-05		POST-SB26335
79-30-07	OIL LEVEL INDICATOR (ELECTRICAL)	30C3469-02		
79-30-08	OIL FILTER IMPENDING BYPASS SWITCH	30C1781-02		POST-SB26183
79-20-02	OIL PRESSURE ADJUSTING VALVE	30C1829-01		

不具合／発動機等交換予定報告書

報告書番号 :		報告日 :		担当者 :	
機体	機番 :				
	不具合発生日 :		不具合発生時TT :		
	機体状況(飛行可否等)				
不 具 合 / 交 換 予 定	品名 :				
	P/N :		S/N :		
	交換予定日 :		不具合／交換予定時 機体TT :		
	不具合時 TSN/TSO :		交換予定時 TSN/TSO :		
	不具合事項／交換理由 :				
	不具合状況／交換理由内容 :				
不 具 合 探 求	不具合探求／準拠マニュアル等 :				
	不具合探求内容／経緯／状況／結果／推定原因 :				
取 外 / 取 付	取外日 :		取外時機体TT :		取外時部品TSN/TSO :
	P/N :		S/N :		
	取付日 :		取付時機体TT :		取付時部品TSN/TSO :
	P/N :		S/N :		
	備考				